

大阪広域環境施設組合防災無線機管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）における、防災用として使用する携帯電話会社の基地局を用いて通信を行うIP無線機（以下「防災無線機」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定め、防災無線機の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 防災無線機の呼出名称、設置場所等は、別表のとおりとする。

(統括管理者)

第3条 本組合に統括管理者を置く。

- 2 統括管理者には事務局長を充てる。
- 3 統括管理者はすべての防災無線機の管理運用を総括する。

(無線管理者)

第4条 防災無線機に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、別表中の無線管理者の欄の職にある者を充てる。
- 3 無線管理者は防災無線機の管理運用を掌理する。

(運用時間)

第5条 防災無線機の運用時間は、常時とする。

(秘密の保持)

第6条 防災無線機を用いて通信業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、また窃用してはならない。

(通信の優先順位)

第7条 災害時における通信の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 人命に係る勧告又は指示等に関する事項
- (2) 応急対策の実施に必要な事項
- (3) 災害予警報に関する事項
- (4) その他予想される災害の事態並びにこれに関する事項

(通信の統制)

第8条 統括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、これに関する通信を優先させるため、通信を統制することができる。

- 2 統括管理者は、通信の統制を行うときは、緊急の場合を除き、統制の内容等必要な事項を周知しなければならない。

(緊急通信体制)

第9条 統括管理者及び無線管理者は、災害関係の通信を行う必要が生じると予想されるときは、通信の確保に必要な措置をとるなど、災害時の通信の円滑な運用を図らなければならない。

(熟知義務)

第10条 統括管理者は、防災無線機の適正な運用を図るため、無線管理者が運用に必要な事項を熟知するように周知等の機会を設けなければならない。

2 無線管理者は、その管理する防災無線機の運用方法等について所属関係職員に周知しなければならない。

(防災無線機の管理)

第11条 無線管理者は、防災無線機の状態を把握し、常に良好な機能を果たせるよう管理しなければならない。

2 無線管理者は、統括管理者から防災無線機の運用に関して報告を求められたときは、運用状況を調査の上、速やかに回答しなければならない。

3 無線管理者は、防災無線機について故障又は異常を認めたときは、直ちにその旨を統括管理者に報告しなければならない。

4 統括管理者は、無線管理者から管理する防災無線機について前項の報告を受けた場合は、直ちに措置しなければならない。

(設置場所の変更)

第12条 無線管理者は、防災無線機の設置場所の変更の必要が生じたときは、統括管理者に通知し、指示を受けなければならない。

(通信訓練)

第13条 無線管理者は、通信方法の習熟を図るとともに、迅速かつ的確な通信体制を確保するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月7日から施行する。

2 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合デジタルMCA無線機運用管理要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

呼出 番号	呼出名称	設 置 場 所		無線管理者	グループ設定		
		名 称	所 在 地		全グループ	工場等	構成市
1	ルシラス	総務課	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5-1 あべのルシラス12階	総務課長	○	○	○
2	西淀工場	西淀工場	大阪市西淀川区大和田2丁目5-68	西淀工場長	○	○	
3	平野工場	平野工場	大阪市平野区瓜破南1丁目3-14	平野工場長	○	○	○
4	東淀工場	東淀工場	大阪市東淀川区南江口3丁目16-6	東淀工場長	○	○	○
5	八尾工場	八尾工場	八尾市上尾町7丁目1	八尾工場長	○	○	○
6	舞洲工場	舞洲工場	大阪市此花区北港白津1丁目2-48	舞洲工場長	○	○	
7	住之江工場	住之江工場	大阪市住之江区北加賀屋4丁目1-26	住之江工場所長	○	○	
8	鶴見工場	鶴見工場現場事務所	大阪市鶴見区焼野2丁目11-5	工場建設担当課長	○	○	
9	北港事務所	北港事務所	大阪市此花区夢洲東1丁目地先	担当係長（北港事務所）	○	○	
10	大 阪 市	大阪市環境局	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5-1 あべのルシラス13階	本組合との連絡調整 担当課の主管課長	○		○
11	八 尾 市	八尾市環境部	八尾市高美町5丁目2-2 八尾市清掃庁舎内	本組合との連絡調整 担当課の主管課長	○		○
12	松 原 市	松原市市民生活部	松原市阿保1丁目1-1	本組合との連絡調整 担当課の主管課長	○		○
13	守 口 市	守口市環境下水道部	守口市京阪本通2丁目5-5	本組合との連絡調整 担当課の主管課長	○		○